

評価項目	評価の視点	仕様書 該当頁	配点	配点基準														
				特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る										
<b>1 事業者の実績 (配点5点)</b>																		
1 業務実績	・本業務と同様内容の実績は十分にあるか (放課後児童健全育成事業実績書より採点)		5点	5	4	3	2	1										
			小計	/5点														
<b>2 児童への育成支援 (配点30点)</b>																		
1 運営方針・育成支援の基本的な考え方、主な内容	・児童の健全育成についての考え方が明確かつ適切か ・児童の権利擁護に関する取組及び対応がされているか	P3,4	15点	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
2 間食(おやつ)等の提供方法、考え方	・内容・量は適切であるか ・手作りおやつ等の提供など児童が楽しめるよう工夫をしているか ・アレルギー対応など安全に配慮しているのか	P4,5	5点	5	4	3	2	1										
3 遊び・行事の提供	・児童が自発的に遊びを作り出すことができるような工夫をしているか ・季節にあわせた行事及び専門的な知識を要する人員を配置しての体験教室を実施するなど、工夫をしているか	P5	10点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1					
			小計	/30点														
<b>3 障がいのある児童への対応方法 (配点10点)</b>																		
1 障がいのある児童及び特に配慮が必要な児童への対応方法、考え方	・障がいのある児童を受け入れるための方法、考え方が適切であるか ・児童虐待における児童の支援、関係機関との連携方法及び考え方が適切であるか	P5,6	10点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1					
			小計	/10点														
<b>4 衛生管理・事故防止・安全対策の考え方 (配点10点)</b>																		
1 衛生管理の考え方	・施設設備やおやつ等の衛生管理への取組内容は適切であるか	P6	5点	5	4	3	2	1										
2 事故防止・安全対策の考え方	・事故やケガの防止と発生時の対応への取組内容は適切であるか ・児童への安全対策についての取組内容は適切であるか (マニュアル等があり、的確に対応する仕組みが具体的に示されているか)	P6,7	5点	5	4	3	2	1										
			小計	/10点														
<b>5 保護者、学校、地域、関係機関等との連携 (配点15点)</b>																		
1 保護者との連携	・児童のクラブでの様子を伝えるとともに、相談しやすい体制づくりを行うなど信頼関係の構築に向けた取組が考えられているか ・連絡帳を有効的に活用するほか、通信を発行するなど連絡体制の構築に向けた取組が考えられているか	P7,8	10点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1					
2 学校、地域、関係機関等との連携	・学校、地域、関係機関との積極的な連携が示されているか	P8	5点	5	4	3	2	1										
			小計	/15点														
<b>6 従業員の体制・確保策 (配点20点)</b>																		
1 採用方法、確保策配置体制	・有資格者、実務経験者等の配置などがなされているか ・安定的な運営を行うために適切な人員配置がなされているか ・指揮命令系統は適切であるか ・支援員の確保に向けた取組が考えられているか	P9,10	15点	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
2 研修体制・人材育成	・積極的に研修を受講できる体制が図れているか	P10	5点	5	4	3	2	1										
			小計	/20点														
<b>7 見積価格 (配点10点)</b>																		
1 見積価格	・見積価格と提案内容に十分な費用対効果がみられるか		10点	10	8	6	4	2										
			小計	/10点														
			合計	/100点														

※「1 業務実績」については、下記の実績により決定する。

5点・・・現時点において10施設以上の実績がある。 4点・・・現時点において7～9施設がある。  
 3点・・・現時点において3～6施設の実績がある。 2点・・・現時点において1～3施設の実績がある。  
 1点・・・現時点において実績はないが、過去に実績がある。

※「7 見積価格」については、次のとおり評価を行うこととする。

10点・・・最低提案価格 8点・・・最低提案価格×1.1倍未満 6点・・・最低提案価格×1.1倍以上1.2倍未満  
 4点・・・最低提案価格1.2倍以上1.3倍未満 2点・・・最低提案価格1.3倍以上